



特定社会保険労務士

ヒライ先生の

Q&A

相談事例

新入社員の年次有給休暇について

Q 今年新卒で就職したんですが、入社説明会のときに新入社員には有給休暇は無いと言われました。有給休暇って、新入社員には無いんですか。

A 特別の規定や契約がないかぎり、入社して6ヶ月間は年次有給休暇はありません。

ワンポイント・アドバイス

年次有給休暇については、労働基準法に規定があります。雇入れの日から起算して6ヶ月継続勤務し、その期間における全労働日の8割以上出勤したときに10日、その後2年間は継続勤務年数が1年増加するにしたがつて1年につき1日分を追加した日数、継続勤務年数が3年6ヶ月以降については2日ずつ増加した日数(最大20日)を労働者に対して与えなければならないとしています。

このように、労働基準法によれば入社して6ヶ月間は年次有給休暇の請求権はありません。このことは新卒に限らず、中途採用者やパート社員の場合も同様です。したがってご質問にある新入社員には年次有給休暇がないという説明は、入社6ヶ月に限ってはないというものであり、入社して1年の間全くないということではありません。

また、回答にあるように会社によっては入社して6ヶ月に満たない新卒社員には、特別な休暇を与えてるところもあります。例えば、お盆の夏休みを計画年休として全員一斉に年次有給休暇を取るところでは、年次有給休暇の権利がまだない新卒社員の夏休みについては有給の特別休暇扱いとする例があります。

PROFILE

岐阜商工会議所労務顧問

平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住
同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了
社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。

現在

岐阜商工会議所労務顧問

ヒライ労働コンサルタント代表

関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属